

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成27年 7月31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市中京区西ノ京桑原町1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 島津製作所 代表取締役 上田 輝久 電話 075-823-1113					
主たる業種	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具製造業				細分類番号	2   7   3   9	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23年度から平成25年度を基準に、平成29年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	エネルギーの管理を担当する生産支援本部企画部および地球環境管理室が温暖化対策を推進する						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	19,464.3 トン	19,891.1 トン			2.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	18,966.6 トン	19,891.1 トン			4.9 パーセント	
	実績に対する自己評価	売上増加と新本社棟竣工による延べ床面積の増加に伴って、二酸化炭素排出量が増加した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (連結売上高:億円)	6.48	6.35			-2.01 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	売上増加により、原単位で2%の改善が図られた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		80.0 パーセント	84.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	建屋の省エネ改修や水銀灯のLED化を実施した。					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	これまでも通勤における自動車利用は駐車場の使用許可認定基準を設け、理由(病氣、託児所への送迎など)がある者への優先順位の高低を鑑み許可を与える、許可制を取っている。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	ほとんどの社員は公共交通機関等を使用し通勤している。その上で、自動車等の通勤については、従業員の個々の事由に対して配慮する必要があると考えるため本取組を継続する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	本社・三条工場内に約8,000㎡の緑地を整備し、公益社団法人日本生態系協会が開発・運営し、生物多様性の保全や回復に資する取り組みを客観的に定量評価するハビダット評価認証(JHEP認証)において、最高ランクのAAA評価を取得した。						
特記事項	本年度の定期株主総会にて代表取締役社長が 中本 晃 より 上田 輝久 に交代いたしました。 新本社棟(E1号館)およびクオリティセンター(E8号館)の竣工に伴い計画変更届を提出予定である。 第一計画期間の超過削減量(8,519.4トン)は、平成28年度に差し引く予定である。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。